平成27年９月15日

魚沼市議会議長　浅　井　守　雄　様

総務委員会
委員長　遠　藤　徳　一

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

１　調査事件名　（１）　閉会中の所管事務等の調査について
（２）　その他

２　調査の経過　９月 15 日に委員会を開催し、付託案件の審査について調査を行った。

閉会中の所管事務等の調査については、行政視察を含め、これを行うこととした。

その他で、文化会館管理業務民間委託について、新ごみ処理施設建設候補地の一般公募について、デジタル無線の進捗状況について、定住自立圏構想について、魚沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、魚沼市人口ビジョンについて、第３次魚沼市行政改革大綱について、魚沼市公共施設等総合管理計画について、魚沼市ＩＣＴ推進計画について及びマイナンバー制度について執行部から説明を受け、質疑を行った。

また、災害ボランティア活動に係る経費の負担軽減制度に関する意見書の提出について議員発議があり、委員会での発議とすることとした。

総務委員会会議録

1　審査事件

（１）議案第 86 号　魚沼市税条例等の一部改正について

（２）議案第 87 号　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

（３）議案第 90 号　指定管理者の指定について（魚沼市斎場及び魚沼市入広瀬火葬場）

（４）議案第 91 号　財産（緊急告知ラジオ）の取得について

2　調査事件

（５）閉会中の所管事務等の調査について

・行政視察について

（６）その他

・文化会館管理業務民間委託について

・新ごみ処理施設建設候補地の一般公募について

・デジタル無線の進捗状況について

・定住自立圏構想について

・魚沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

・魚沼市人口ビジョンについて

・第３次魚沼市行政改革大綱について

・魚沼市公共施設等総合管理計画について

・魚沼市ＩＣＴ推進計画について

・マイナンバー制度について

追加・議員発議について

・災害ボランティア活動に係る経費の負担軽減制度に関する意見書の提出について

3　日　　時　　平成 27 年９月 15 日　午前 10 時

4　場　　所　　広神庁舎　301 会議室

5　出席委員　　富永三千敏、岩井富士夫、大平栄治、遠藤徳一、大屋角政、森山英敏

6　欠席委員　　なし（浅井守雄議長）

7　説 明 員　　大平市長、角家総務課長、酒井企画政策課長、堀沢財政課長、桜井税務課長佐藤市民課長、青木北部振興事務所長、羽鳥環境課長、桑原総務管理室長、柳沢危機管理室長、森山企画政策室長、山田税務室長、斎藤市民税係長、山内市民生活室長、猪又文化振興室長、大塚環境対策室長、井口廃棄物対策室

長、大桃生活環境係長、山之内消防総務課長

８　書　　記　　小幡議会事務局長、櫻井議会事務局次長

９　経　　過

開　　会（10：00）

遠藤委員長　　定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会します。それでは本委員会に付託されました議案について審査願います。

（１）議案第 86 号　魚沼市税条例等の一部改正について

遠藤委員長　　日程第１、議案第 86 号魚沼市税条例等の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明ありませんか。

桜井税務課長　　ありません。

遠藤委員長　　これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに、異議ありませんか。（異議あり）異議がございます。まず、原案に反対者の発言を許します。

大屋委員　　今回の地方税法の改正に伴う条例改正でありますが、軽自動車税のグリーン化に伴う、減免も盛り込まれていますが軽自動車税の減免等は１年間の延長をするだけで根本的には変わっておらず、その後は増税に転じることになってしまいます。また、減税の申請にあっては、個人番号いわゆるマイナンバー制度が入っており番号を記入することも盛り込まれていることから反対するものであります。この条例にはそれがなくとも住所、氏名等書けば申請ができるとなっていますが、これは後の 87 号で質疑をしたいと思いますが、最終的にはそういう個人の資産、自動車も含めて、資産を把握するという前段であると見ております。そういう点で今回の地方税法の改正に伴う条例の一部改正には反対します。

遠藤委員長　　次に、原案に賛成者の発言を許します。（なし）ほかに討論はありませんか。（なし）これで討論を終結します。異議がありますので、挙手によって採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。（挙手多数）賛成多数であります。よって、議案第 86 号魚沼市税条例等の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（２）議案第 87 号　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

遠藤委員長　　日程第２、議案第 87 号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題と

します。執行部から補足説明ありませんか。

角家総務課長　　１点ですが本会議の時に質問がありました件で、導入に伴う民間事業者への財政負担が生じることに対する支援策について、制度等調べた限り支援制度については今のところないという事でした。以上です。

遠藤委員長　　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大屋委員　　このマイナンバー制度はいろいろと問題があると考えています。ひとつは職員でマイナンバーを取り扱う担当者と責任者はそれぞれ何人ぐらいを想定しているのですか。

酒井企画政策課長　　マイナンバー制度に関し、システムに関しては企画課が担当していますし、窓口事務に関しては市民課が担当しています。人数はまだ把握していません。

大屋委員　　10 月５日から個人番号は送付となり、１月から運用が開始される、もう数カ月しかない、もう始まろうとしている中で市行政の中で担当者が明確でないという事はどうかな、と思うんですが。

酒井企画政策課長　　担当が明確でないというのは私の答弁が不適切だったもので、担当は、市民センターの窓口の担当者が当然担当します。システム全体については企画課の情報管理係が担当することになっています。

大屋委員　　マイナンバーを管理しているサーバーですが、サーバーへのアクセスは行政以外には、できない仕組みなのかどうか。

酒井企画政策課長　　行政以外はできないと認識しています。

大屋委員　　そうしますとパスワードがあれば、ほかの機関がアクセスできるというものではないと理解してよろしいか。

酒井企画政策課長　　アクセスするには許可番号といいますか許可がされているパソコンでしか接続できないことになっていますので、どこからでもアクセスできるものではありません。

大屋委員　　もうひとつは市民の方がマイナンバーを自分の番号 12 ケタですから、これを覚えていくことは大変ですが、手続きの時に忘れたりした場合に、マイナンバーが無くても手続きができるのですか。

佐藤市民課長　　基本的にはマイナンバーは通知カードと、その後に申請するマイナンバーカードに記載されていますが、その辺はっきりしないので後程回答したいと思います。

大屋委員　　もうすぐ導入が近いのに、そのへんも含めてマイナンバー制度そのものの理解が行政側が深まっていないと思うんですよ。これで本当に導入して混乱がないのか伺います。

酒井企画政策課長　　行政の方では職員研修を含め研修を行っています。それから、ほかの関係のところでも研修は行っていますので、そういう対応は間違いなく体制を取っているつもりです。

山内市民生活室長　　先程の市民課長の答弁の補足説明をいたします。マイナンバー番号を忘れたときの対応ですが、個人には必ず通知カードがいっていますので、それを提示していただければ大丈夫です。その提示がなくとも、マイナンバーカードがあればその裏面に記載してありますのでカードを提示すればよいことになります。その２つのカードがない場合でも、マイナンバー記載の住民票を取っていただければそこで自分の番号は分かることになります。いずれにしてもマイナンバーを忘れた場合には本人確認してその番号を本人

に教える体制になっています。

大屋委員　　そうしますと逆にかえって事務手続きが煩雑になる恐れがあります。そういう点では、仮にマイナンバーを忘れた場合に、そこでマイナンバーがないと手続きができないわけではないが、手続き上、時間がかかると思いますがその辺はいかがでしょう。

山内市民生活室長　　申請といってもマイナンバーを忘れたとしても行政の方ではそれなりに職員が把握できますので申請については問題ないと考えています。

大屋委員　　次に移りますがマイナンバーカードを紛失した場合ですね、個人情報の流出が心配されますが、これについての対応はどうしたらよいか。

佐藤市民課長　　紛失した場合は早急に、コールセンターに連絡していただきまして、そうするとその番号がロックされることになりますし、本当に見つからない場合には再交付をすることになると思います。

大屋委員　　再交付にあたっては当然番号を変えることになるのでしょうか。

佐藤市民課長　　不正に使用されるような特別な場合は、番号の変更は可能ということになるかと思います。

大屋委員　　今はまだ税と社会保障関係あるいは医療関係等限定されたなかで運用が始まりますが、それにしても多くの個人情報が集まります。そういう点で携わる職員の倫理観、あるいは不正をさせない教育・研修、これは先ほども研修をしていると言われていましたが、そういう計画がどうなっているのか伺います。

酒井企画政策課長　　計画がどうなっているかとのことですが、今のところ随時行っているということで、間に合わせるために取り組んでいますし、その後についても定期的にはセキュリティポリシーを含めた研修はやっていく必要があると考えます。

大屋委員　　この法律の中では、自治体でも個人番号カード、ＩＤカードの中に自治体独自で情報を入れることができるとうたっていますが今後、市としてはそういったものを入れる考えなのかどうか。

酒井企画政策課長　　担当者会議の中で今後どのようなことが有効なのかも含めて検討しているところです。それによりまして必要とならばそう言うことも出てくると思っております。

大屋委員　　情報が多くなればなるほどやはり個人のプライバシーも含めて大変な量が集まります、そういう点では成りすまし犯罪とかあるいはいろんな犯罪の度合いが高くなると考えますがその点はいかがですか。流失した場合。

酒井企画政策課長　　流失した場合ですが行政から情報を出して、その人を特定して個人番号がそのままでるのではなくて、符号をつけての情報提供・情報連携することになりますので、そういう点ではかなり防げるのではないかと思います。ただ、出てしまえばそれなりの被害は当然でます。

大屋委員　　事前評価についてですが、法律では、番号法第 27 条で自治体の長を含む行政機関の長等に特定個人情報ファイルを有する前に特定個人情報保護評価を実施しなければならないとしております。調査では 3 月末までに 5 割程度が終わっているんですが、それが終わってからプログラミングをやるということになっています。魚沼市は特定個人情報保護評価の実施はやられていますか。

酒井企画政策課長　　実施したと思いますが担当の方に確認します。
遠藤委員長　　しばらくの間休憩します。

休　　憩（10：18）

再　　開（10：20）

遠藤委員長　　休憩を解き会議を再開いたします。
角家総務課長　　この部分については総務課で、この後確認して回答します。
大屋委員　　次に基幹系ネットワークと情報系ネットワークの通信状況の関係ですが、魚沼市は基幹系ネットワークと情報系ネットワークが物理的に切断され通信不可能な状態になっているでしょうか。
山内市民生活室長　　基幹系情報システムというのは住民記録とか保険関係のシステムもありますし、マイナンバーの方の関係のシステムとは情報を完全に遮断する方法を取ると情報管理から聞いています。国からの通知が先日来たものですから情報の方ではそれに対応して遮断の措置を取ると通知を受けてます。
大屋委員　　年金機構の個人情報の流失が125万件というのがありました。それを受けて一時中断したんですが、今国会で通ったと、非常に、先ほども言ったように情報量が多くなれば多くなるほど犯罪、成りすましも含めてサーバー攻撃、そう言ったものが非常に多くなると、その番号だけで、売り買いができるという悪い犯罪もあるわけです。また、それを求める人がいるからそういうことをするんですが、そういう点では、ネットワークと言いますか、システムを完全にしていくような方向でやっていただきたいんですが、その点は自信がありますか。
酒井企画政策課長　　今のシステムではパソコンに許可があり、その機器についてはインターネットに接続ができないシステム、それからデータサーバーにアクセスする場合には許可がないパソコンは入れないと言ったシステム的にはチェックが入るようになっています。ただ、このご時世ですので、凄いハッカーがいれば、当然かなりのも通られるかもしれませんので完璧という事はないと思います。
大屋委員　　本来であれば完璧にすべきところであると思います。今、完璧にするのは難しいということでありますが、年金機構の場合は年金に限ったものですが、個人番号を付したものについては、今後、政府が考えているのは個人の財産、収入、あるいは金融機関を含めた形のネットワーク化を考えているようであります。ですからこれから、今の政府が続く限り、この個人番号の情報量は莫大もないものになっていくと思います。そうするとやはりシステムそのものをきちっと漏れないようなシステム構築が、どうしても各自治体にも求められるし、政府にも求められるとおもいますが、そういう点で、そこはきっちりとやっていただきたい。最後に、やっていただきたいんですがいかがですか。
酒井企画政策課長　　おっしゃるとおりで、それに対してはきちんとできる限りのことはやらなければならないと思っています。それと情報についてはそれぞれの機械にアクセスする。データについてはそれぞれの機関で持っているところについて情報提供をしていくわけ

ですので、一つのところがもし漏れたとしても個人のものが全て出るということではなくて、その一機関のところの分がでる可能性があるということで、最悪の場合でも最小限の被害になると総務省では言っています。それはそれとしてシステムについてはきちんと努力していくつもりでいます。

大屋委員　　先ほども言いましたが、やはりこれはいろんな形が考えられます。行政から漏れる場合と企業、企業も源泉徴収票とか個人番号を付してやらなければなりません、そういう点では企業側にも非常に負担がかかる。先ほど答弁がありましたが企業に対しては補助金等現在はないという事であります。やはりかなり、企業の規模にもよりますが中小企業あるいは、50 人以下の雇用の零細企業の負担が、非常にシステム構築にかかる費用がかさむと思うんですが、その点行政はどう考えるのですか。

酒井企画政策課長　　先程、総務課長が申し上げたとおり補助制度はないいうことになっています。基本的には企業に関しては自社努力が基本になっています。ただそう申しましても、市も情報漏れ等を防ぐためには連携を取りながらお互いに協力していくということでありまして、財政負担につきましては先ほど申し上げたとおりです。

大屋委員　　最後に、今回はスタートしたばかりですので国の方は国民の完璧な形で名寄せをして、税、保険料これを漏れなく徴収すると言っています。そうして所得を把握して厳格化して税の徴収あるいは社会保障の対象、こういったものを絞り込むと言っておりますが、そういう対応を魚沼市もしていきますか。

酒井企画政策課長　　法律に則った形で進めていきます。

富永委員　　大屋委員とダブるような質問になるかと思いますが、大屋委員の方で色んなリスクを想定したことでその場合どうですかという質疑でしたが、要は今回の制度を運用するにあたって、間違いがないようにルールを作ったり、マニュアルを作るとか、当然多くの職員がその仕組み制度を理解しなければなりませんし、また操作する人を限定をしてやる。職員であっても誰でもではなくて人数を限定した中で運用をする。そしてまた運用する、操作する人をチェックできるような人を用意したり、操作するにあたって当然その人のＩＤがないと操作できないと思うんですが、その他に例えば指紋認証だとか操作する人の前にカメラを置いて誰が操作しているかなどの準備するとか、そういったことを考える予定はないか。

酒井企画政策課長　　色々とご意見をいただきました。市としましては情報漏れ等ミスが起こらないよう体制で進めていくこととしていますので今言われたことが出来るかどうか今後の課題とさせていただきます。

富永委員　　ルールとかマニュアルをいつ頃までに作ろうという考えはありますか。

酒井企画政策課長　　今は国の示す手続き、やり方で進めています。マニュアル等についてはそれぞれの担当職員の中では正式ではないかもしれませんがある程度決まっていますので、それに基づいて進めていきたいと思っていますし、マニュアル化については大勢の職員から対応できるという意味では必要かと思いますので検討させていただきます。

富永委員　　ＩＤ、指紋認証、カメラとかはどうですか、検討されますか。

山内市民生活室長　　ＩＤにつきましては今の職員につきましてもパソコン等、住基システム等必ずＩＤを入れないと操作できません。あと住基ネットワークにつきましては指紋認証

が入っておりますので、今後はセキュリティについては益々制度は高くなると思いますし、カメラと監視については今後の検討課題とさせていただきたいと思います。ただ、操作した職員が誰の住民票・所得証明を出した等は今もログで残っていますので、追跡で誰が何時、何分に誰のものを出したか記録が残っています。そういう体制は現在できております。

遠藤委員長　　他に質疑は、ありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに、異議ありませんか。（異議あり）異議がございます。それではまず、原案に反対者の発言を許します。

大屋委員　　個人番号制度導入に伴う関係条例の整備に反対の討論を行います。いわゆるマイナンバー制度の問題点は、１点目に、国民一人一人に原則不変の個人番号を付し、個人情報をこれによって安易に照合できる仕組みをつくることは、プライバシー侵害やなりすましなどの犯罪を常態化する恐れがあることです。共有番号制を導入しているアメリカなどでは、個人情報がセットで大量流出し、プライバシー侵害、犯罪利用、なりすまし被害が横行し社会問題になっています。ちなみに、アメリカでは 2006 年から 2008 年になりすまし犯罪の被害は 1,170 万件で 16 歳以上の全人口の約５％にのぼり、損害額は約 173 億ドル日本円で約２兆円に達しています。2010 年代に入って以降は、国防総省が共通番号の使用をやめ、独自の限定番号に移行するなど、共通番号を見直す方向に進んでいます。また、ドイツでは、ドイツ基本法で規定している人格の尊厳、人格権を侵害する制度だと認識されています。フランスでは、市民的自由とプライバシーを重視する立場から分野別番号制度になっています。このように、世界で導入している国は多くの問題を抱え見直しの方向に行っていること、導入しない国は、人権や市民的自由やプライバシーなどを重視し導入していません。２点目は、共通番号システムは、初期投資約３千億円ともされる巨大プロジェクトにもかかわらず、その具体的なメリットも費用対効果も示されないまま、新たな国民負担が求められ続けることです。行政側のシステム構築や広告宣伝費などで多額の税金を投入することになるが、それだけではなく企業もシステム構築や諸経費がかかり規模にもよりますが１社で数百万、数千万という経費がかかるようです。ましてや従業員 50 人未満の中小零細企業は大変な負担割合となります。この様に中小企業の経営を圧迫することになります。３点目は、国民一人一人の収入と財産を丸裸にし、税・保険料の徴収強化、社会保障の給付削減を押し付けていくことです。国は、国民の情報を完璧に近い形に名寄せすることで税・保険料を漏れなく徴収するとともに社会保障の基準となる所得把握を厳密化することで、社会保障の対象を、行政が低所得、低資産と認める一部の人に限定していくことを、制度導入の狙いとしています。内閣官房社会保障改革担当審議官の話など問題が多くありマイナンバー制度導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定は反対です。以上で討論を終わります。

遠藤委員長　　次に、原案に賛成者の発言を許します。（なし）他に討論はありませんか。（なし）これで討論を終結します。異議がありますので、挙手によって採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。（挙手多数）賛成多数であります。よって、議案第 87 号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（３）議案第 90 号　指定管理者の指定について（魚沼市斎場及び魚沼市入広瀬火葬場）

遠藤委員長　　日程第３、議案第 90 号指定管理者の指定について（魚沼市斎場及び魚沼市入広瀬火葬場）を議題とします。執行部から補足説明ありませんか。

羽鳥環境課長　　特にありません。

遠藤委員長　　これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに、異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 90 号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 90 号指定管理者の指定について（魚沼市斎場及び魚沼市入広瀬火葬場）は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（４）議案第 91 号　財産（緊急告知ラジオ）の取得について

遠藤委員長　　日程第４、議案第 91 号財産（緊急告知ラジオ）の取得についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

角家総務課長　　特にありません。

遠藤委員長　　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大屋委員　　全戸に申込書を配布したと思いますが全体では何世帯、全体の８割という事ですがだいたいどれくらいでしたでしょうか。

角家総務課長　　調査の関係になりますので担当室長より答弁いたします。

柳沢危機管理室長　　全体の申請率になりますが 67 パーセントで申し込みを受けています。７月末ですが 8,336 個申込み頂きました、その内の事業所等が 714 個、公共施設が 214 個となっています。

角家総務課長　　若干答弁が漏れた部分がありますが、対象とした総世帯数は 13,228 世帯、７月 31 日時点の数字です。

大屋委員　　本会議でもあったと思うんですが、もう一度確認なんですが申請をし忘れたとかそういう方の対応は今後どうされますか。

柳沢危機管理室長　　今後は区長会を通して再度またＰＲしていきたいと思います。

大屋委員　　この式のラジオについての不感知というか感知できない地域は魚沼市内にありますか、それとも全域が対応できますか。

柳沢危機管理室長　　不感知帯でありますが守門福山地区、あとその辺を室内アンテナではなく屋外アンテナで対応を考えています。

大屋委員　　それは放送が始まる前に対応するという事で理解してよろしいですか。

柳沢危機管理室長　　実際の電波が 28 年の１月からですのでその後になると思いますが随時検討していきたいと思います。

大屋委員　　それこそ１月からということになるともう３ケ月くらいですよね。その後に対応というのは、やっぱりですね、もう分かっている訳ですからもっと早い対応ができなかっ

たのですか。

酒井企画政策課長　　補足させていただきますが、不感地域については実際に飛ばしてみないとわからない所もあります。想定される地域については今の光ケーブルを使った有線で繋いで引くとことを想定しております。その後については、今の１つの局からどこまで飛ぶかがありますので、次年度ごとに中継局を造りまして対応していくという事ですので、放送開始で全てが通じるという事にはなりませんのでその辺はご理解いただきたい。

森山委員　　緊急告知ラジオということですので先般ありました関東大水害みたいな場合に非常に有効になるのではないかと期待しているのですが、今のところで結構ですが、運用についてラジオの受信機があっても誰がその避難指示を出すのか、どういう形で運用していくか大事なことだと思いますが今の段階でどのような計画になっているのか。

柳沢危機管理室長　　今の緊急用の放送ですが危機管理の方で小出庁舎２階に放送室がありますのでそちらの方で対応していきたいと考えています。

森山委員　　魚沼ＦＭ放送がどのような放送体制になるのか分かりませんが、24 時間対応で災害の避難指示等が出せるということですか。

柳沢危機管理室長　　ラジオ局が放送中以外で緊急用 24 時間、今ご指摘のような対応をしていきたいと思います。

大平委員　　82,620 千円という額なんですが、この同等品というかどれくらい違ってこれを選んだのか、理由と同等品とはどのような値段がするのか分かったら教えていただきたい。

角家総務課長　　方式が特殊な方式、コンフィス(Comfis)方式という事で、取り扱っている業者の方に見積もりを取った中でタイプが何種類かありましたので他局を受信できるもの、それから今回市が採用したＦＭ魚沼を占有して受信するタイプ、価格がこちらの方が低額でありましたので、タイプとしてはそちらの方を選択、それから価格の高低につきましては取り扱っている業者がこの間、取り扱っていた自治体の方にも照会をして適正な見積金額ということで判断させていただきました。

大平委員　　このシステムを使っているところは日本全国で何件くらいあるのか。

柳沢危機管理室長　　全国では長崎県島原市、沖縄県読谷村、三重県菰野町(こものちょう)、愛知県豊橋市、群馬県前橋市、茨城県大子町(だいごまち)、宮城県山元町(やまもとちょう)、秋田県小坂町、あと新潟県で言いますと新潟市、長岡市、小千谷市、以上です。

岩井委員　　金額の件ですが。1 台に直すと 9,180 円。他のところはどれくらいの金額なのか。

角家総務課長　　他の自治体の資料は持ち合わせていませんので数字の方はお答えできません。

岩井委員　　先程、金額はこれが安かったと言ったものですからそうすると他のものとこれがどれだけ価格が違うのか。

柳沢危機管理室長　　聞くところによりますと、1 万 2 千円くらいのものを、ある市町村では使っているそうです。

角家総務課長　　私が先ほど他に比べ安いと言ったのは他局、ＦＭ魚沼１局の電波だけではなく、他のＦＭ局も併せて受信できるタイプに比べて、うちが採用したものは安いので、このタイプを採用させてもらいましたと説明したもので、後、単一波でのタイプの物が適正価格かどうかというのは、若干の類似のその自治体の方への照会に比べて適正な価格であ

ったという事です。

遠藤委員長　　しばらくの間休憩します。

休　　憩（10：49）

再　　開（10：50）

遠藤委員長　　休憩を解き会議を再開いたします。他に質疑はありませんか。（なし）これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに、異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。お諮りします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第91号財産（緊急告知ラジオ）の取得については原案のとおり可決すべきものと決定されました。日程第５、閉会中の所管事務調査につきましては、委員会内部の協議になりますので、日程を変更して、日程第６その他を先にし、その後に、日程第５を協議することに、ご異議ありませんか。（異議なし）そのように決定しました。しばらくの間休憩します。

休　　憩（10：51）

再　　開（11：05）

（６）その他

・文化会館管理業務民間委託について

遠藤委員長　　休憩を解き会議を再開いたします。日程第６、その他を議題といたします。資料が配付されておりますので、順次、執行部に説明を求めます。なお、本日は、盛りだくさんの報告事項がありますので、本日は、説明等を聞くにとどめ、今後、必要において、所管事務調査をしていくこととしたいと思いますので、よろしくお願いします。先ほどの答弁の関係で角家総務課長より発言を求められていますのでこれを許します。

角家総務課長　　先ほど議案第 87 号のなかで、大屋委員の方からご質問がありました、番号法第 27 条の関係で、特定個人情報の保護評価を実施しているかという質問があり、後程の答弁ということで保留させていただきましたが、お答えさせていただきます。法で定めます特定個人情報ファイルを保有する時には、特定個人情報の保護委員会規則で定める手続きによって評価書を作成するということで、当市におきましても規則に則り実施しておりますので回答とさせていただきます。

遠藤委員長　　先ず、文化会館管理業務民間委託について、佐藤市民課長より報告を求めます。

佐藤市民課長　　文化会館管理業務民間委託の進捗状況について説明させていただきます。先般６月の総務委員会で、民間委託に掛かる基本計画は今年の２月に成案になったこと、及び実施計画が作成中であること、また、指定管理の受け手である市民主体の財団法人の見

込みが立っておらず、文化会館管理業務民間委託の予定が遅れるとの報告をさせていただきましたが、現在の状況を報告いたします。昨年度まで実施計画素案を審議していた、小出郷文化会館管理業務民間委託市民・行政協働検討会議の任期が今年３月末で完了したことから、今年度１年延長し、この検討会議において会館の運営面など具体的な話ができるような会議構成員とし、実施計画も含めて検討を進めております。この市民協働検討会議は、５月に第１回が行われ、また、８月に第２回の検討会議を開催し、いずれも実施計画に対するご意見等を伺ってきました。また、民間委託に関係する各部署で構成する庁内民間委託検討委員会も、今年度４回開催し、計画における内容の精査、検討を行ってまいりました。現在、第２回の市民協働検討会議の意見に対し、実施計画にどう反映するのか。また、指定管理で運営を行うに当たり持続的な会館運営を行っていただくための計画の検討を行うと同時に、指定管理の受け手となる市民主体の財団の在り方について、準備を進めているところでございます。なお、先般、議員の皆様方にサポーターズクラブ入会のご案内をさせていただきましたが、これは、今ほどご説明した会館の管理民間委託や財団法人設立には直接関係はなく、サポーターズクラブは、文化会館を財政面でサポートする団体として、約 20 年経過しまして、会員数が激減していることから会員募集を行ったものであります。よろしくご協力をお願いいたします。また、今後、市民主体の財団設立に当たり検討委員会と意見・課題等の掘り起こしを行う中で、サポーターズクラブや文化会館友の会、また文化協会の皆様からも運営の相談にのっていただかなければならないと考えております。それでは、今までの経緯及び今後の大まかなスケジュールについて、室長が報告します。

猪又文化振興室長　　（資料「文化会館管理業務民間委託の経過報告及び予定」により補足説明）

遠藤委員長　　文化会館の民営化につきましてはこれまでも、これからも民営化に向けた調査を委員会でもしていく予定ではありますが、せっかく執行部お揃いですので何点か質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

森山委員　　市民中心の財団法人ということですが市は基本的に一切の出資をしないという考え方でしょうか。

佐藤市民課長　　文化振興基金というのがございますがそちらの方を出損金として新たにできる財団には出していきたいと思っていますし、あと支援策としたしましては色々な、例えば財団を造るにあたっても定款とか書類も必要となってきますのでそう言った部分の支援をしていきたいと思っています。

大平委員　　簡単でいいですが今、人件費とか差引計算してマイナスはどれくらいになるのか。

猪又文化振興室長　　決定した金額ではありませんが、経常的に管理に係る経費は、約 6 千 5 百万円、これに人件費という事で 4 千万円ほどの部分がかかっているわけですが、それと収入の部分で、年間 5 百万円ほどの使用料、それと小中学校含めた減免使用料が 1 千 3 百万円ほどあり、それを加味して差し引いた額になりますので、だいたい 1 億 5 百万円の経常的な経費がかかるところから収入で見込まれているところを引くようになります。

大平委員　　簡単でどれだけのマイナスになるのか。後でわかったらお願いします。

遠藤委員長　　決算質疑等もこれからありますのでその中でまたお願いします。他ありません

か。（なし）それでは質疑を終結いたします。これにつきましては報告案件でもありますし、今後、進捗につきましては所管の事務調査の中でしっかりと総務委員会でも審議をしていただきたいと思いますが、そのような方向性でご異議ありませんか。（異議なし）そのように決定しました。

・新ごみ処理施設建設候補地の一般公募について

遠藤委員長　　続きまして、羽鳥環境課長より説明を求めます。

羽鳥環境課長　　新ごみ処理施設建設候補地の一般公募についてご説明申し上げます。カラー刷りの資料をご覧ください。現在ごみ処理施設は、魚沼市及び大和地区のごみを処理しているエコプラント魚沼と大和地区を除く南魚沼市及び湯沢町のごみを処理している南魚沼市環境衛生センターが稼動しております。しかし、どちらの施設も平成 35 年ころには耐用年数を迎かえ、大規模な改修工事等が必要となることから、魚沼市、南魚沼市、湯沢町では、今後のごみ量の動向や建設費、維持管理費の節減等を踏まえ、２市１町共同で新しいごみ処理施設を共同で建設、運営して行くことが有利と考え、本年２月に基本合意いたしました。また、７月には市民から施設整備に関する検討をいただく新ごみ処理施設検討委員会が設置されました。委員構成は、魚沼市から３名内、女性１名、南魚沼市から４名、湯沢町から２名、指導機関として新潟県から２名の計 11 名、内、女性は４名で現在、数回の検討委員会を開催しております。一般公募については、ごみ処理施設は、市民生活に必要不可欠な施設であるにも関わらず、いまだに、迷惑施設と考えられており、建設地の地元合意がなかなか得られないのが現状です。こうしたことから、新しいごみ処理施設の整備について多くの市民の皆さんに関心を持っていただくためにも、建設候補地を広く募集することといたしました。公募内容については、廃棄物対策室長が説明いたします。

井口廃棄物対策室長　　（資料「一般廃棄物新ごみ処理施設建設候補地を募集します」により補足説明）

遠藤委員長　　ただ今説明のありました件につきまして質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。この件につきましてはこれからまた応募期間も始まるということで状況を、進捗等を報告を頂きながら所管の中で調査等をしていきたいと思います。その方向でご異議ありませんか。（異議なし）そのように決定しました。

・デジタル無線の進捗状況について

遠藤委員長　　続きまして、椛沢消防長よりデジタル無線の進捗状況について報告を受けたいと思います。

椛沢消防長　　（資料「消防救急デジタル無線整備工事の進捗状況について」により説明）

遠藤委員長　　質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。本件につきましては、今後の事業の確定額も含めまして進行中でもありますので委員会といたしましても、その報告を受けながら今後協議をしていきたいと思っております。

本件につきましては以上といたします。

・定住自立圏構想について

遠藤委員長　　続きまして、酒井企画政策課長より日程のとおり７点の項目につきまして報告を受けたいと思いますが、この件につきましては各所管に関係する案件でもあり、全員協議会で最終日に報告がなされる予定ですので、本日は資料に基づきまして個々に説明・報告を受けますが質疑につきましては基本的な部分のみにさせていただきまして全協において全員で審議をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは酒井企画政策課長報告をお願いいたします。

酒井企画政策課長　　（資料「定住自立圏構想作業スケジュール（案）」により説明）

遠藤委員長　　質疑はありませんか。（なし）これで質疑を終結いたします。本件につきましては以上といたします。

・魚沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略について
・魚沼市人口ビジョンについて

遠藤委員長　　次に、魚沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略について報告をお願いします。

酒井企画政策課長　　（資料「魚沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略（原案）」により説明）

遠藤委員長　　続きまして、人口ビジョンも関係がありますので説明をお願いします。

酒井企画政策課長　　（資料「魚沼市人口ビジョン（原案）」により説明）

遠藤委員長　　それでは関連がありましたので、魚沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてと魚沼市人口ビジョンについて報告を受けました。これも本日の資料配付という事でなかなか項目も多岐に渡っていますので、全協での報告までに委員の皆さんから一読をいただきたいと思います。せっかく執行部が揃っていますので基本的な部分につきまして確認事項等ありましたら質疑を受けたいと思いますがありませんでしょうか。（なし）今日の時点ではこれで質疑を終結いたします。

・第３次魚沼市行政改革大綱について
・魚沼市公共施設等総合管理計画について

遠藤委員長　　続きまして、これも関連がありますので、第３次魚沼市行政改革大綱と魚沼市公共施設等総合管理計画について２項目について報告を受けたいと思います。酒井企画政策課長より説明を求めます。

酒井企画政策課長　　（資料「第３次魚沼市行政改革大綱（案）」により説明）

遠藤委員長　　しばらくの間休憩します。

休　　憩（11：55）

（市長退席）

再　　開（11：56）

遠藤委員長　　休憩を解き会議を再開いたします。次は、公共施設の方の説明をお願いします。
酒井企画政策課長　　（資料「魚沼市公共施設等総合管理計画（案）」により説明）
遠藤委員長　　２項目にわたりまして報告を受けました。これも基本的な部分につきまして質疑等有りましたら受け付けたいと思います。（なし）これも最終日の全協で報告予定です。以上といたします。

・魚沼市ＩＣＴ推進計画について

遠藤委員長　　それでは引き続き、魚沼市ＩＣＴ推進計画について酒井企画政策課長より報告願います。
酒井企画政策課長　　（資料「魚沼市ＩＣＴ推進計画（原案）」により説明）
遠藤委員長　　それではただ今報告のありました、魚沼市ＩＣＴ推進計画について、これも全協報告対象ですが基本的な部分につきまして質疑等有りましたら受け付けたいと思います。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

・マイナンバー制度について

遠藤委員長　続きまして、マイナンバー制度について酒井企画政策課長より報告を求めます。
酒井企画政策課長　　（資料「社会保障・税番号制度概要」により説明）
遠藤委員長　　本件につきましては資料の提出という事でありますし、付託案件につきましては、先ほど各委員の方からも懸念される事項につきましては質疑がありましたのでこれにつきましては本委員会におきましては市民の声ですとか進捗状況に応じまして所管で調査する必要が出たときに協議のテーブルに挙げ、協議をしていきたいと思います。その方向性でよろしいでしょうか。（はい）そのように決定しました。

・その他について

遠藤委員長　　青木北部振興事務所長より発言を求められていますのでこれを許します。資料配付いたします。しばらくの間休憩とします。

休　　憩（12：12）

（資料配付）

再　　開（12：13）

遠藤委員長　　休憩を解き会議を再開いたします。青木北部振興事務所長説明願います。
青木北部振興事務所長　　（資料「魚沼食べる通信」先行予約についてにより説明）
遠藤委員長　　これにつきましては皆さんもご協力できる範囲でお願いいたします。それではこれからは委員会内部の審議になりますので執行部の皆さんにおかれましては退席という事でお願いいたします。

（５）閉会中の所管事務等の調査について
・行政視察について

遠藤委員長　　日程第５、閉会中の所管事務等調査についてを議題といたします。先ず、行政視察について協議します。前回８月 11 日の総務委員会で、委員長に一任をいただいておりましたが、この度、事務局、視察先団体とようやく調整が整いましたので事務局より報告をさせます。
櫻井事務局次長　　（資料「魚沼市議会総務委員会行政視察行程表」により説明）
遠藤委員長　　これから質疑を行います。質疑はありませんか。
大屋委員　　質問事項の提出期限はいつ頃ですか。
櫻井事務局次長　　今月中でお願いします。
遠藤委員長　　ほかにありませんか。（なし）視察先相手のあることで日程がずれ込んでしまいましたが、魚沼市にとっても旬な話題の視察と考えておりますので是非、視察先への質疑等有りましたら寄せていただきたいと思います。総務委員会の行政視察につきましては、只今の説明のとおり行うことでご異議ありませんか。（異議なし）そのように決しました。お諮りします。行政視察を含め、本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長あて申し出したいと思います。ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長あて申出を行うことに決定いたしました。ここでしばらくの間休憩といたします。

休　　憩（12：21）

（資料配付）

再　　開（12：22）

（追加）議員発議について
・災害ボランティア活動に係る経費の負担軽減制度に関する意見書の提出について

遠藤委員長　　休憩を解いて会議を再開します。ただいま、富永委員から委員会発議の動議がなされました、発議案とともに提出されましたので、日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、「災害ボランティア活動に係る経費の負担軽減制度に関する意見書の提出について」を議題といたします。発

議者の説明を求めます。

富永委員　　最近の関東地方の災害等また大地震だったり火山噴火、今回の豪雨災害等の非常に大きな災害が日本列島全体で発生をしております。そこで、この災害の復旧にはボランティアの力が非常に有効でありまして、ボランティアの参加が必要になっている。そういう現状だと思います。このことは多くの皆様が認識をしているところですが、応援に駆け付けたいという気持ちを持っていても、現実的にはその災害復旧現場等に赴く交通費だったり宿泊滞在費とか、そういった負担が大きくて応援に行きたくてもなかなか行けない、そういう状況であります。この負担を軽減して多くの力で復旧が進むようその仕組みづくりの制度の制定を求める意見書です。ボランティアの思いだったり力、これは個人の力ですが、それと交通事業者、民間宿泊業者の協力、軽減の協力であったり、国等の行政、この３社の連携が必要と考えます。地震・津波・豪雨などの大規模災害発生時に被災地に赴く災害ボランティアに対し交通費や宿泊費等の経済負担を軽減する制度を制定すること。このことを魚沼市議会として発信し提案したいと考えますので皆さんにお諮りしたいと思います。提案させていただきます。

遠藤委員長　　これから、質疑に入ります。発議者に対する質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに、異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、「災害ボランティア活動に係る経費の負担軽減制度に関する意見書の提出について」総務委員会発議として提出することについて採決します。お諮りします。本件は、委員会発議として提出することに、ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、「災害ボランティア活動に係る経費の負担軽減制度に関する意見書の提出について」を当委員会で発議することに決定されました。その他、委員のみなさんから、ご意見・協議事項等はありませんか。

岩井委員　　皆さんにお諮りしたいことがありますので休憩をお願いします。

遠藤委員長　　しばらくの間休憩とします。

休　　憩（12：25）

（委員間討議）

再　　開（12：31）

遠藤委員長　　その他、委員のみなさんから、ご意見・協議事項等はありませんか。（なし）本日の会議録の作成については、委員長に一任願います。本日の総務委員会は、これで閉会します。

閉　　会（12：32）